

### 3. 『国際法外交雑誌』掲載原稿に関するレフェリー制運用細則

#### 第1条 目的

『国際法外交雑誌』掲載原稿に対するレフェリー制の運用に関する手続を明確にするため、この細則を定める。

#### 第2条 レフェリーの選任等

レフェリーによる査読を実施するときは、雑誌編集委員会が以下の各号に定める要領でレフェリーを選任する。

一. 雑誌編集委員会委員長は、査読対象原稿が属する分野(国際法、国際私法または国際政治・外交史)の雑誌編集委員会委員に、レフェリー候補の推薦を依頼する。推薦を依頼された委員は、雑誌編集委員会委員長が指定する期日までに、適任者を推薦する。雑誌編集委員会委員長は、必要に応じて、別の雑誌編集委員会委員に、レフェリー候補の推薦を依頼することができる。

二. レフェリーの推薦にあたっては、以下の基準に従う。

- ① 当該分野の専門家ないしその分野に近い者を選ぶ。
- ② 原則として会員の中から選ぶ。雑誌編集委員会委員もレフェリー候補者から除外されない。
- ③ 師弟関係にある者は避ける。
- ④ 同一職場の者は、できるだけ避ける。
- ⑤ 同一の者に頻繁に依頼することは、できるだけ避ける。

三. 雑誌編集委員会委員長は、雑誌編集委員会の幹事および当該分野の責任者と協議の上、雑誌編集委員会委員より推薦された候補者の中から2名を選定し、レフェリーを依頼する。

四. 前期雑誌編集委員会における運営方針の継続性を確保するために必要と認める場合、雑誌編集委員会委員長は、雑誌編集委員会委員中、前期雑誌編集委員会の委員長または幹事であった者と協議することができる。

五. レフェリーとの連絡事務は雑誌編集委員会委員長が行う。

#### 第3条 査読に関する秘匿義務

(1) 雑誌編集委員会委員長は、レフェリーの決定にあたり、雑誌編集委員会の幹事および雑誌編集委員会における国際法分野、国際私法分野または国際政治・外交史分野の責任者と協議するにとどめる。レフェリーとの連絡調整は雑誌編集委員会委員長のみが行い、レフェリーに対しても、レフェリー依頼の事実を含め査読にかか

る一切の事項の秘匿を求める。

(2) 雑誌編集委員会委員長、雑誌編集委員会の幹事および雑誌編集委員会における国際法分野、国際私法分野または国際政治・外交史分野の責任者、第2条1号に掲げるレフェリー候補の推薦を依頼された雑誌編集委員会委員、ならびに、第2条4号に掲げる者は、レフェリー制の公正な運用を確保するため、やむを得ない場合を除き、何人に対してもレフェリー、レフェリー候補者および原稿執筆者の氏名を含め査読にかかる一切の事項を秘匿しなければならない。

#### 第4条 査読結果の報告等

(1) レフェリーは、査読対象原稿の受領後、原則として3週間以内に、査読の結果を、別に定める書式に基づく査読結果報告書を添付して、雑誌編集委員会委員長に報告しなければならない。

(2) 査読の結果は、「掲載可」、「修正の上、掲載可」および「掲載不可」の3種類とする。レフェリーは、査読の結果を示すにあたり、必ずその理由を明らかにしなければならない。

(3) レフェリーは、みずからが必要と認める場合、査読対象原稿をいずれの種類の原稿として扱うことが適切であるかにつき、雑誌編集委員会委員長に対して意見を述べるができる。

(4) レフェリーが原稿につき修正の必要性を指摘しているとき、雑誌編集委員会は執筆者に対し必要な修正を求めなければならない。レフェリーが付した指摘に基づいて執筆者が原稿を再提出する場合において雑誌編集委員会が必要と認めるとき、雑誌編集委員会は当該原稿を重ねて当該レフェリーによる査読の対象とすることができる。

(5) 2名のレフェリーの査読結果が大きく異なるとき、雑誌編集委員会委員長は、第2条1号により推薦された候補者の中から、第3のレフェリーを選任して、査読を依頼することができる。第3のレフェリーによる査読も、この細則に従って行われる。

(6) 雑誌編集委員会は、これらのレフェリーの査読結果に基づき、原稿の掲載の可否等について決定する。各レフェリーの査読結果が異なる場合、雑誌編集委員会が当該原稿の処理について最終的に決定する。

#### 第5条 改正

この細則の改正については、雑誌編集委員会が審議し、決定する。

#### 附則（2013年5月17日改正）

この細則は、2013年6月1日から施行する。